

実地調査の施行

昭和31年典型的社会集団の人口学的総合調査のうち最近実施の予定の近代的大工場工員とその世帯に関する調査の調査要綱を掲げれば以下のとおりである。

昭和31年度人口学的総合調査のうち大工場工員に関する調査要綱

1. 調査の目的

人口学的総合調査はわが国人口及び人口問題の諸側面をそれぞれ典型的に代表しているような特定の地域または職域を選定し、これらの典型的標本についてその実態を人口学的諸見地から総合的に観察し、現下人口対策の策定に必要な基本的資料をうることを目的とする。

うち近代的大工場工員に関する調査は、わが国人口中とくに近代的産業人口層の一典型である大工場工員をその所属世帯とともにとらえ、近代的工業人口の実態をその発形態にまで遡つて明らかにすることを目的とする。とくに本年度においては生産及び雇用の増大成果の大きい産業部門の大工場の工員とその所属世帯をえらんで調査対象とする。

2. 調査の方法

選定された工場の男子工員の全部（臨時工を含む）について世帯単位の「基本調査票」を配布し、自分自身と各自の所属している世帯に関する事項を記入してもらう。この場合の所属世帯には工員が世帯主である場合はもちろん、単に世帯員として所属している場合も含まれる。また工員寮に在るような場合は之を一人世帯として扱うこととする。

なお、調査票の配布及び回収はすべて会社側の好意と協力にまつものとする。

3. 調査の時期

昭和32年3月上旬、各職域ごとに適当な日を選定して之を行う。

4. 調査の地域、対象及び範囲

第一次金属製造業に属する近代的大工場として静岡県下の日本軽金属の二工場を選びその男子工員（臨時工を含む）約800人とその世帯を直接の調査対象とする。

5. 調査事項

(一) 工員個人に関すること

- (1) 氏名
- (2) 出生年月
- (3) 義務教育を終えた時の居住地
- (4) 教育程度（最終修了校）
- (5) 配偶関係及び既婚者の結婚年月
- (6) 現在の会社につとめた時期、現在の雇用形態（常用、臨時の別）、職種と地及び平均月収
- (7) 最初の職業（但し親の家で家族従業者として働いていて期間を除く）、その就業地及び就業期間
- (8) 主要前職（前職中一番長期間就業していた職業）、その就業地及び就業期間
- (9) 最近の前職、その就業地及び就業期間

(二) 義務教育修了時の扶養者に関する事項

- (1) 父又はその他の別
- (2) 扶養者の当時の職業

㊦ 工員の所属している現在の世帯に関する事項

- (1) 氏名
- (2) 男女の別及び満年齢
- (3) 世帯主との続柄
- (4) 職業（無業者は家事，通学等の生活事情）
- (5) 平均月収

財団法人・人口問題研究会・人口対策委員会の潜在失業対策に関する決議

財団法人、人口問題研究会の人口対策委員会では、とくにその第一特別委員会（人口と生活水準に関する特別委員会・委員長山中篤太郎）の審議事項として、昭和30年2月以来潜在失業問題とその対策をとりあげ、爾来ほぼ満2カ年に亙つて審議を重ねてきたが、昭和31年12月14日人口対策委員会総会はその決議成案を採択した。決議並びに附属参考資料を再掲すれば以下のとおりである。

潜在失業対策に関する決議

まえがき

- 第1部 潜在失業の現状分析
- 第2部 対策の緊急性
- 第3部 緊急対策

まえがき

かつて、われわれは、わが国の人口問題の中心が大きな雇用問題であることを明らかにした（本会中間報告「今後の人口と就業」昭和28年12月、参照）。異常な人口の圧迫から発生する雇用問題の重大化についてその時われわれの行つて見通しは、その後現実の事実として現われてきた。いな、むしろ現実の事態はわれわれが予想したところよりも一そう深刻なものがある。

この一兩年、豊作その他の経済条件の好転によつて、わが国の経済は、全体として、かなり拡大したことが認められるけれども、その内部の不均衡は一向に改善のきざしが無い。人口の圧迫は依然として最大の障害として作用しつづけている。生産年齢人口は毎年百万以上も増加しており、労働力人口は更にそれ以上の著しい増加をつづけている。労働力人口がこのように著増しているのは、女子や老人で労働市場へ出てくる者が最近ますますふえてきたからである。このような形の労働力人口の増加は、どうみても、合理的な雇用の増加とはいえない。毎年百万を大きく上回る増加就業者の過半数は、生産性も低く、所得もまたきわめて低い、いわゆる潜在失業の就業者の増加として行われているものと推定される。こうして人口の雇用に対する圧力はふえこそすれ、減つてゐるとは考えがたい。

このような状態に対する基本的対策の大綱についてはすでにこれを発表したので最早繰り返す必要はないであらう。（本会「人口収容力に関する決議」昭和30年1月参照）。

われわれは今それを潜在失業対策として更に具体化し、緊急にこれが対策措置を講ずべき段階に達したと考える。潜在失業対策は、差しせまつた当面緊急の対策として一日も早く着手されねばならないものであるが、それが同時にわが国経済の基本的構造的な矛盾と対決しようとする一大英断を必要とするものであることはいうまでもない。

潜在失業とは、表面からみれば就業であるが、正常な就業とみることのできない就業であり、わが国では既に二十数年前からその存在が指摘され続けてきている事実であつて、わが国経済の痼疾化しつつある矛盾である。それは就業ではあるが、著しく低い生産性とはなはだしく劣悪な所得水準の下に、しかも常時多量に存在し、かつ不斷に再生産されつつある現象である。その就業としての実態は、不完全就業というよりは、むしろ失業の一形態と考えられるべき「就業」であり、失業対策が当然に取りあげなければならないところの状態、すなわち潜